

## ○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の第七条第二号、第一百七条第二号、第一百八条第一項第一号及び第二項、第九十九条第一項、第三項及び第四項、第一百条第二項、第一百条の三第一項第一号、第一百条の四第五項、第一百条の五第一項、第一百六条において読み替えて準用する第七十九条第一項及び第八十一条並びに第七十六条の二並びに聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）第三十一条の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

- 第一章 「略」
- 第二章 電気通信事業
  - 第一節 第四節 「略」
  - 第五節 基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の二の二）第四十条の八の五の三）
  - 第六節 「略」
- 第三章 第五節 「略」
- 附則

（第二号基礎的電気通信役務の範囲）  
 第十四条の三 法第七条第二号の総務省令で定める高速データ伝送電気通信役務は、次に掲げるもの（卸電気通信役務に該当するものを含む。）であつて、その下り名目速度（端末系伝送路設備から利用者の電気通信設備への通信を行う場合における理論上の最大データ伝送速度をいう。第四十条の七の二において同じ。）が毎秒三〇メガビット以上のものとする。

〔一〇三 略〕

〔二〇六 略〕  
 （第二号基礎的電気通信役務の提供に係る単位区域ごとの電気通信回線設備の規模等の報告）  
 第十四条の五 端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該提供に係る単位区域ごとに、次に掲げる事項を総務大臣に報告するものとする。

- 一 当該事業年度末における電気通信回線設備の規模（一の単位区域の全世帯数に占める当該単位区域に自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数の割合とする。以下この条、第四十条の四の五、第四十条の五の二、第四十条の六の二及び第四十条の八の五並びに様式第三十八の二の四において同じ。）が第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える場合には、その旨

〔二〇三 略〕

第五節 基礎的電気通信役務支援機関  
 （法第百六条の規定による指定の申請）

第四十条の二の二 法第百六条の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 支援業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

目次

- 第一章 「同上」
- 第二章 「同上」
- 第一節 第四節 「同上」
- 第五節 基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の三）第四十条の八の五）
- 第六節 「同上」
- 第三章 第五節 「同上」
- 附則

（第二号基礎的電気通信役務の範囲）  
 第十四条の三 法第七条第二号の総務省令で定める高速データ伝送電気通信役務は、次に掲げるもの（卸電気通信役務に該当するものを含む。）であつて、その下り名目速度（端末系伝送路設備から利用者の電気通信設備への通信を行う場合における理論上の最大データ伝送速度をいう。）が毎秒三〇メガビット以上のものとする。

〔一〇三 同上〕

〔二〇六 略〕  
 （第二号基礎的電気通信役務に係る単位業務区域ごとの電気通信回線設備の規模等の報告）  
 第十四条の五 端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、毎事業年度経過後三月以内に、当該第二号基礎的電気通信役務に係る単位業務区域（当該電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域を第四十条の八の二第一項に規定する地域の単位に分けた区域をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げる事項を総務大臣に報告するものとする。

- 一 当該事業年度末における電気通信回線設備の規模（一の単位業務区域の全世帯数に占める当該単位業務区域に自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数の割合とする。以下この条、第四十条の四の五、第四十条の五の二、第四十条の六の二及び第四十条の八の五並びに様式第三十八の二の四において同じ。）が第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える場合には、その旨

〔二〇三 同上〕

第五節 基礎的電気通信役務支援機関  
 [新設]

第四十条の二の二 法第百六条の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 支援業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

<p>三 支援業務を開始しようとする日</p> <p>2] 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 定款の謄本及び登記事項証明書</p> <p>二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）</p> <p>三 申請の日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度における事業計画書及び収支予算書</p> <p>四 申請に関する意思の決定を証する書類</p> <p>五 役員の名及び経歴を記載した書類</p> <p>六 組織及び運営に関する事項を記載した書類</p> <p>七 支援業務を行うおととする事務所ごとに支援業務用設備の概要及び整備計画を記載した書類</p> <p>八 現に行つている業務の概要を記載した書類</p> <p>九 支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類</p> <p>十 その他参考となる事項を記載した書類</p> <p>（支援機関の名称等の変更の届出）</p> <p>第四十条の二三 支援機関は、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2] 総務大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示する。</p> <p>（支援業務諮問委員会の委員の任命の認可の申請）</p> <p>第四十条の二四 支援機関は、法第十三条第三項の認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び履歴を記載した申請書に当該任命しようとする者の就任承諾書を添えて総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>（役員を選任及び解任の認可の申請）</p> <p>第四十条の二五 支援機関は、法第十六条第一項において準用する法第七十七条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 役員の名</p> <p>二 選任又は解任の理由</p> <p>三 選任の場合にあつては、その者の経歴</p> <p>2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書を添えなければならない。</p> <p>（支援業務規程の記載事項）</p> <p>第四十条の二六 法第十六条において読み替へて準用する法第七十九条第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 支援業務を行う時間及び休日に関する事項</p> <p>二 支援業務を行う事務所に関する事項</p>												

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

- 三 支援業務の実施の方法に関する事項
- 四 交付金（第一種交付金及び第二種交付金をいう。次号、第四十条の二の九第一項及び第四十条の八第一項において同じ。）の額並びに負担金（第一種負担金及び第二種負担金をいう。次号及び第四十条の二の九第一項において同じ。）の額の算定方法に関する事項
- 五 交付金の交付及び負担金の徴収の方法に関する事項
- 六 支援機関の役員を選任及び解任に関する事項
- 七 支援業務諮問委員会の委員の任免に関する事項
- 八 支援業務に関する秘密の保持に関する事項
- 九 支援業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 十 その他支援業務の実施に関し必要な事項
- （支援業務規程の認可の申請）
- 第四十条の二の七 支援機関は、法第百十六条において読み替えて準用する法第七十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る支援業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 2] 支援機関は、法第百十六条において読み替えて準用する法第七十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由
- （法第百十六条第一項において準用する法第八十条第一項前段の規定による認可の申請）
- 第四十条の二の八 法第百十六条第一項において準用する法第八十条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 2] 支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第八十条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- （帳簿）
- 第四十条の二の九 法第百十六条において読み替えて準用する法第八十一条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 交付金の交付を受ける適格電気通信事業者（第一種適格電気通信事業者及び第二種適格電気通信事業者をいう。第七号において同じ。）の名称
- 二 交付金に係る認可の申請の年月日
- 三 適格電気通信事業者ごとの交付金の額
- 四 負担金を納付すべき接続電気通信事業者等又は高速度データ伝送役務提供事業者の名称
- 五 前号に掲げる接続電気通信事業者等又は高速度データ伝送役務提供事業者ごとの負担金の

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

額

六 第四号に掲げる接続電気通信事業者等又は高速度データ伝送役務提供事業者ごとの負担金の納付の年月日

七 適格電気通信事業者ごとの交付金の交付の年月日

2| 法第百十六条において読み替えて準用する法第八十一条の帳簿は、支援業務を行う事務所ごとに備え付け、記載又は記録の日から五年間保存しなければならない。

〔支援業務の休廃止の許可の申請〕

第四十条の二の十 支援機関は、法第百十六条において読み替えて準用する法第八十三条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする支援業務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間

三 休止又は廃止の理由

〔支援業務に係る公示〕

第四十条の二の十一 法第百十六条第一項において準用する法第八十三条第二項、第八十四条第三項並びに第九十条第一項及び第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

〔第一種適格電気通信事業者の指定の申請様式等〕

第四十条の四 〔略〕

2 法第百八条第一項第一号の規定による第一号基礎的電気通信役員に関する収支の状況の公表は、前条の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、第一種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

3 前項の公表は、当該公表の日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

〔第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等〕

第四十条の四の五 法第百十条の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の二の二の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇五 略〕

〔2 略〕

3| 総務大臣は、第一項の提出を行つた電気通信事業者に対して、法第百十条の三第二項の規定による担当支援区域の指定のために必要な書類の提出を求めることができる。

〔第二号基礎的電気通信役務収支表の公表等〕

〔新設〕

〔新設〕

〔第一種適格電気通信事業者の指定の申請様式等〕

第四十条の四 〔同上〕

2 法第百八条第一項第一号の規定による第一号基礎的電気通信役員に関する収支の状況の公表は、第一種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、同項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

3 前項の公表は、同項の備置きの日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

〔第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等〕

第四十条の四の五 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

〔2 同上〕

〔新設〕

〔第二号基礎的電気通信役務収支表の公表等〕

第四十条の四の六 法第一百条の三第一項第一号の総務省令で定める事項は、次に掲げる書類によるものとする。

一 第二号基礎的電気通信役務収支表

二 前条第一項第五号に規定する場合には、特別支援区域整備・役務提供計画書

2 前項各号に掲げる書類の公表は、前条第一項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、第二種適格電気通信事業者にあつては前項各号に掲げる書類のうち第四十条の五の二第一項の規定により総務大臣に提出するものを毎事業年度経過後五月以内に、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

3 前項の公表は、当該公表の日から起算して五年を経過するまでの間（第一項第二号に掲げる書類であつて担当支援区域に係るものについては、法第一百条の三第三項の規定により当該担当支援区域の指定を解除された日の属する事業年度の四月一日から起算して五年を経過するまでの間）、これを行わなければならない。

（第二種適格電気通信事業者による書類等の提出）

第四十条の五の二 第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る次に掲げる書類（第五号ロに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。）を総務大臣に提出しなければならない。

「一〇四 略」

五 当該事業年度末における担当支援区域に特別支援区域が含まれる場合には、次に掲げる書類

「イ 略」

ロ 特別支援区域整備・役務提供計画書

「2 略」

（第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間）

第四十条の六の三 「略」

2 法第一百条の三第一項の規定により初めて指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定後最初に第二種交付金が交付される場合において、前項の法第七十条第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日」とあるのは、「法第一百条の三第一項の規定により初めて指定された第二種適格電気通信事業者が当該指定を受けた日」とする。

3 法第一百条の三第二項後段の規定により追加して担当支援区域を指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定（以下この項において「追加指定」という。）後最初に当該担当支援区域に係る第二種交付金が交付される場合における、第一項の法第七十条第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日から起算して一年」とあるのは、「法第一百条の三第二項後段の規定により追加して担当支援区域を指定された日から最初に到来する八月三十一日から七月を経過する日までの期間」とする。この場合において、当該第二種適格電気通信事業者が前項に規定する場合に該

第四十条の四の六 「同上」

2 前項各号に掲げる書類の公表は、第二種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、法第一百条の三第一項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置の日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

3 前項の公表は、同項の備置の日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

（第二種適格電気通信事業者による書類等の提出）

第四十条の五の二 第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る次に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。

「一〇四 同上」

五 「同上」

「イ 同上」

ロ 「同上」

「2 同上」

（第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間）

第四十条の六の三 「同上」

2 法第一百条の三第一項の規定により新たに指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定後最初に第二種交付金が交付される場合において、前項の法第七十条第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日」とあるのは、「法第一百条の三第一項の規定により新たに指定された第二種適格電気通信事業者が当該指定を受けた日」とする。

「新設」

当するときは、当該追加指定を四月から八月までの間に受けた者に限り、この項の規定を適用しない。

(第一号基礎的電気通信役務の種別)

第四十条の七 法第八号第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、第十四条各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務とする。

(法第一百十条の五第一項の総務省令で定める高速データ伝送電気通信役務)

第四十条の七の二 法第一百十条の五第一項の総務省令で定める高速データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するもののほか、その下り名目速度が毎秒一メガビット未満のものとする。

- 一 専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイからリまでに掲げる電気通信役務
- イ フレームリレーサービス(様式第四に規定するものをいう。)
- ロ ATM交換サービス(様式第四に規定するものをいう。)
- ハ 自営等BWAアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。)
- ニ IP-VPNサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。)

ホ 広域イーサネットサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。)

ヘ アンライセンSLPWA(電気通信事業報告規則第一条第二項第十八号に規定するものをいう。)

ト 専用役務

チ 仮想移動電気通信サービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。)

リ 通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。)

(交付金の額の公表)

第四十条の八 法第九号第四項の規定及び法第一百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表は、第一種交付金にあつては法第九号第一項の認可、第二種交付金にあつては法第一百十条の四第一項の認可を受けた後、速やかにインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

2 前項の公表は、当該公表の日から起算して十年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

(第一号基礎的電気通信役務の種別)

第四十条の七 法第八号第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、次の各号のいずれかとする。

- 一 第十四条第一号及び第二号に掲げる第一号基礎的電気通信役務をあわせたもの
  - 二 第十四条第一号、第二号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務をあわせたもの
- (法第一百十条の五第一項の総務省令で定める高速データ伝送電気通信役務)

第四十条の七の二 法第一百十条の五第一項の総務省令で定める高速データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイからリまでに掲げる電気通信役務
- イ フレームリレーサービス(様式第四に規定するものをいう。)
- ロ ATM交換サービス(様式第四に規定するものをいう。)
- ハ 自営等BWAアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。)
- ニ IP-VPNサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。)

ホ 広域イーサネットサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。)

「新設」

ヘ 専用役務

チ 仮想移動電気通信サービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。)

リ 通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。)

(第一種交付金及び第二種交付金の額の公表)

第四十条の八 法第九号第四項の規定による第一種交付金及び法第一百十条の四第五項の規定による第二種交付金の額の公表は、第一種交付金にあつては法第九号第一項の認可、第二種交付金にあつては法第一百十条の四第一項の認可を受けた後、速やかに支援機関の主たる事務所に備え置き、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

2 前項の公表は、同項の備置きの日から起算して十年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

らない。

(一般支援区域等の指定等)

第四十条の八の三 総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告(以下この条及び次条において「規模報告」という。)があつた場合において、当該規模報告に係る単位区域が法第一百十條の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後八月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。

(担当支援区域の全部又は一部が業務区域の範囲に含まれなくなつた場合等の報告)

第四十条の八の五の二 第二種適格電気通信事業者は、その担当支援区域が法第一百十條の三第三項第二号イに掲げる場合に該当することとなつたときは、直ちに、様式第三十八の二の五により、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

2) 法第一百十條の三第五項に規定する第二種適格電気通信事業者の地位の承継があつた場合には、その地位を承継した電気通信事業者は、直ちに、様式第三十八の二の六により、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

(第二種適格電気通信事業者の地位の承継があつた場合の通知等)

第四十条の八の五の三 総務大臣は、前条第二項に規定する報告があつた場合には、遅滞なく、その旨を支援機関に通知するとともに、これを公表するものとする。

様式第38の2の3 (第40条の4の5第1項第2号、第40条の5の2第1項第2号関係)

【略】

【第1表 略】

【注1～4 略】

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信業務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信業務の提供に要すると見込まれる費用の額	(2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信業務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの			
2 第14条の3第1項第3第1項第			

ばならない。

(一般支援区域等の指定等)

第四十条の八の三 総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告(以下この条及び次条において「規模報告」という。)があつた場合において、当該規模報告に係る単位区域が法第一百十條の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後五月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。

【新設】

【新設】

様式第38の2の3 (第40条の4の5第1項第2号、第40条の5の2第1項第2号関係)

【同左】

【第1表 同左】

【注1～4 同左】

第2表 【同左】

1 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信業務の提供に要すると見込まれる費用の額	2 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信業務の提供により生ずると見込まれる収益の額	3 1から2を減じた額



様式第38の2の4 (第40条の4の5関係)

特別支援区域整備・役務提供計画書

年 月 日

(ふりがな)  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。なお、第二種適格電気通信事業者として担当支援区域についてこの計画書を提出する場合には法人名の前に「第二種適格電気通信事業者」と記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

第40条の4の5第1項第5号ロに規定する特別支援区域整備・役務提供計画を以下のとおり定めます。

1 計画の概要

( 年 月 日時点)

地域名	役務の細目	目標とする電気通信回線設備の規模	役務提供開始時期	備考
	第14条の3第1項第1号に掲げるもの			
	第14条の3第1項第2号に掲げるもの			
	第14条の3第1項第3号に掲げるもの			

様式第38の2の4 (第40条の4の5関係)

特別支援区域整備・役務提供計画書

年 月 日

(ふりがな)  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

第40条の4の5第1項第5号ロの規定により、特別支援区域整備・役務提供計画を定めます。

1 計画の概要

地域名	役務の細目	達成すべき電気通信回線設備の規模	光ファイバ等の整備時期	公設光ファイバ等の譲受等時期	役務提供開始時期	備考
	第14条の3第1項第1号に掲げるもの					
	第14条の3第1項第2号に掲げるもの					
	第14条の3第1項第3号に掲げるもの					

合 計				
-----	--	--	--	--

注 1 地域名の欄には、第40条の8の2第2項の規定により総務省のホームページに掲載する町又は字の名称等を記載すること。

- 2 目標とする電気通信回線設備の規模の欄には、世帯カバー率を記載すること。
- 3 合計の欄には、提供する全ての第二号基礎的電気通信役務で提供可能な電気通信回線設備の規模（重複するカバー世帯を除いた世帯カバー率）の目標を記載すること。
- 4 役務提供開始時期の欄には、地方公共団体が所有する電気通信回線設備を譲り受ける場合又は地方公共団体が所有する電気通信回線設備を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置した場合に、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を開始すると見込まれる時期を記載すること。
- 5 備考欄には、地方公共団体が所有する電気通信回線設備を譲り受け、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行う場合又は地方公共団体が所有する電気通信回線設備を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合には「民間移行等」と記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

## 2 計画の詳細

注 1 既に公表している類似の計画があれば、添付すること。

- 2 総務大臣に提出した直近の計画から変更があつた場合は、新旧対照及び変更理由を明示すること。

合 計				
-----	--	--	--	--

注 1 地域名の欄には、原則として第40条の8の2の規定により定める町又は字名を記載すること。

- 2 達成すべき電気通信回線設備の規模の欄には、目標とする電気通信回線設備の規模を記載すること。
- 3 合計の欄には、第14条の3第1項第1号から第3号までの電気通信役務のいずれかが提供可能な電気通信回線設備の規模の目標を記載すること。
- 4 光ファイバ等の整備時期の欄には、電気通信回線設備が設置されていない地域に新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合における当該電気通信回線設備を設置することが見込まれる時期を記載すること。
- 5 公設光ファイバ等（地方公共団体及び他の電気通信事業者が設置する光ファイバ等）の譲受等時期の欄には、地方公共団体が所有する電気通信回線設備の譲渡を受け、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合の当該電気通信回線設備を譲受することが見込まれる時期又は地方公共団体が既に設置している光ファイバ等を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合における当該電気通信回線設備を設置することが見込まれる時期を記載すること。
- 6 役務提供開始時期の欄には、新たに電気通信回線設備を整備又は譲受等する場合に、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を開始すると見込まれる時期を記載すること。
- 7 備考欄には、電気通信回線設備が設置されていない地域に新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合には「新規整備」と記載するとともに、新たに設置する電気通信回線設備の規模を記載し、及び新たに設置する電気通信回線設備の規模、地方公共団体が所有する電気通信回線設備の譲渡を受け、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行う場合又は地方公共団体が既に設置している光ファイバ等を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合には「設備の譲受等」と記載するとともに、地方公共団体から譲渡を受ける電気通信回線設備の規模又は新たに設置する電気通信回線設備の規模を記載すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

## 2 計画の詳細

注 既に公表している計画があれば、添付すること。

様式第38の2の5(第40条の8の5の2第1項関係)

[新設]

電気通信事業法第110条の3第3項第2号イに該当する場合に係る報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(おりがな)

住 所

(おりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署等を記載すること。)

電気通信事業法第110条の3第3項第2号イに該当することとなつたので、電気通信事業法施行規則第40条の8の5の2第1項の規定により、報告します。

該当年月日	
理由	
担当支援区域	

注1 理由欄には、電気通信事業法第110条の3第3項第2号イに該当することとなつた理由について記載すること

2 該当する担当支援区域が複数ある場合は、担当支援区域欄に全て記載すること

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

様式第38の2の6(第40条の8の5の2第2項関係)

[新設]

第二種適格電気通信事業者の地位の承継に係る報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(おりがな)  
住 所  
(おりがな)  
承継者名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)  
連絡先 (連絡のとれる電話番号を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第110条の3第5項の規定により第二種適格電気通信事業者の地位を承継したので、電気通信事業法施行規則第40条の8の5の2第2項の規定により、報告します。

継承年月日	
被承継者の名称	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第二条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定に用いる電気通信番号数及び回線数等の報告)

第九条 次各号に掲げる電気通信事業者は、当該各号に定めるところにより、電気通信番号及び回線数等(高速データ伝送電気通信役務に係る回線数及び第二種負担金の額の算定に關し必要な事項をいう。以下この条において同じ。)の毎月末の状況について、翌々月の二十日(当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日)に当たるときは、これらの日の翌日をもって当該日とみなす。までに、総務大臣に報告しなければならない。

一 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号。以下この号において「第一号算定等規則」という。)別表第十に掲げる電気通信番号の指定を受けた第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等(これらの電気通信事業者から電気通信事業の一部を承継した法人又は譲り受けた者(当該承継又は譲り受けがあつた後遅滞なく、当該電気通信事業者が指定を受けた同表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等以外の者に限る。以下この号において「一部承継事業者等」という。)を含む。) 様式第二十九による当該指定を受けた電気通信番号(一部承継事業者等については、承継した電気通信事業者又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号に限る。)の毎月末の使用の状況(一部承継事業者等にあつては、承継又は譲り受けがあつた月から第一号算定等規則第二十七条第一項に規定する最終算定月までの月末の使用状況等に限る。)

二 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者(当該電気通信事業者から高速データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業の一部を承継し、又は譲り受けた電気通信事業者(以下この号において「一部承継事業者」という。)を含む。)それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式による回線数等の毎月末の状況(一部承継事業者にあつては、当該電気通信事業の一部を承継した又は譲り受けた日の属する月から当該月の属する年度の末日までの当該電気通信事業に係る回線数等の状況に限る。)

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
F T T H アクセスサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してF T T H アクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者 二 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してF T T H アクセスサービス(共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設	様式第三十

(第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定に用いる電気通信番号数等の報告)

第九条 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号。以下この条において「第一種算定規則」という。)別表第十一に掲げる電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者(第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等である者に限る。)若しくは分割又は譲渡しにより当該電気通信事業者から電気通信事業の一部を承継した法人若しくは譲り受けた者(当該承継又は譲り受けがあつた後遅滞なく、当該電気通信事業者が指定を受けた同表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等以外の者に限る。以下この条において「一部承継事業者等」という。)は、様式第二十九により、当該指定を受けた電気通信番号(一部承継事業者等については、承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号に限る。)の毎月末の使用状況等(一部承継事業者等にあつては、承継又は譲り受けがあつた月から第一種算定規則第二十七条第一項に規定する最終算定月までの月末の使用状況等に限る。)について、翌々月の二十日(当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日)に当たるときは、これらの日の翌日をもって当該日とみなす。までに、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

DSLアクセスサービス	デジタル加入者回線アクセス多重化装置を設置してDSLアクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者	様式第三十の三
CATVアクセスサービス	有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を設置してCATVアクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者	様式第三十の四
FWAアクセスサービス	無線設備により構成される端末系伝送路設備を設置してFWAアクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者	様式第三十の五
ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス	利用者の屋内用ルータと接続される無線設備を設置してワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者	様式第三十の一
携帯電話・PHSアクセスサービス	基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者	様式第三十の一
ローカル5Gサービス	基地局を設置してローカル5Gサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者	様式第三十の一
全国BWAアクセスサービス	基地局を設置して全国BWAアクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者	様式第三十の一
地域BWAアクセスサービス	基地局を設置して地域BWAアクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者	様式第三十の一

公衆無線LANアクセスサービス	基地局を設置して公衆無線LANアクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者	様式第三十一の五
衛星アクセスサービス（電気通信事業法施行規則様式第4注3で規定するもの。）	端末系伝送路設備を設置して衛星アクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者	様式第三十一の六
仮想移動電気通信サービス（携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。）	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万以上であるもの（次号に掲げる者を除く。） 二 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、携帯電話・PHSアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備とGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続しているもの	様式第三十一の七
その他の高速データ伝送電気通信役務（電気通信事業法施行規則第四十条の七の二に規定するものを除く。）	その他の高速データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者	様式第三十一の二

様式第 29 (第 9 条第 1 号関係)

[表 略]

様式第 30 (第 9 条第 2 号関係)

様式第 29 (第 9 条関係)

[表 略]

[新設]

電気通信役務回線等状況報告

回線数

年 月 末現在

サービスの種類

事業者名

法人番号

態様	区分		合計
	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの	
回線数			
参考事項			

注1 サービスの種類は、「光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置して提供するFTTHアクセスサービス」か、「他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続して提供するFTTHアクセスサービス」のいずれかを記載し、双方を提供する事業者においてはそれぞれ別葉で報告すること。

2 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供している場合に限る。注4において同じ。）には、当該電気通信事業者が当該卸電気通信役務を受けて提供する回線数を自らの回線数として含めること。

4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合であつて、提供する卸電気通信役務が他の電気通信事業者から提供を受ける卸電気通信役務の場合（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供を受ける場合に限る。）には、当該提供する卸電気通信役務を受けて他の電気通信事業者が提供する回線数を自らの回線数として含めないこと。

5 共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者以外の者に対し、当該FTTHアクセスサービスを提供する場合には、当該者の当該FTTHアクセスサービスに係る回線数を自らの回線数として報告すること。ただし、当該者の当該FTTHアクセスサービスに係る回線数を把握していない場合には、当該者が当該FTTHアクセスサービスを提供する共同住宅等内の最大戸数を自らの回線数として報告することとし、「参考事項」の項にその旨を記載すること。

6 他の電気通信事業者に対し卸電気通信役務を提供している場合であつて、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通

信設備を用いるF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者以外の者に対し当該F T T Hアクセスサービスを提供しているときは、当該者の当該F T T Hアクセスサービスに係る回線数を自らの回線数として報告すること。ただし、当該者の当該F T T Hアクセスサービスに係る回線数を把握していない場合には、当該者が当該F T T Hアクセスサービスを提供する共同住宅等内の最大戸数を自らの回線数として報告することとし、「参考事項」の項にその旨を記載すること。

7 注5及び注6に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第30の2（第9条第2号関係）

電気通信役務回線等状況報告 回線数等	_____年 ____月末現在
サービスの種類 F T T Hアクセスサービス	事業者名 _____ 法人番号 _____

端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者名	法人番号	共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるものの回線数
合計		
参考事項		

注1 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を受けて提供する回線数を自らの回線数として含めること。

2 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務（同条第1号に掲げる電気通信役務を除く。）の回線数を自らの回線数に含めないこと。

3 「端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者名」の欄には、自ら設置する共同住宅等内のV D S L設備その他の電気通信設備と接続する端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者の名称を記載すること。

4 記載する事業者の数に応じ、項を適宜追加することし、回線数の多い順に当該事業者の名称及び当該事業者の法人番号を記載すること。

5 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【新設】

電気通信役務回線等状況報告	
回線数	_____年 月 末現在
サービスの種類	_____
	事業者名 _____
	法人番号 _____
	回線数 _____
	回線数 _____
	回線数 _____
参考事項	

- 注 1 サービスの種類は、「DSLアクセスサービス」か「CATVアクセスサービス」のいずれか記載し、双方を提供する事業者においてはそれぞれ別葉で報告すること。
- 2 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の回線数を自らの回線数として含めること。
- 4 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 30 の 4 (第 9 条第 2 号関係)

[新設]

電気通信役務回線等状況報告	
回線数	_____年 月 末現在
サービスの種類	_____
	事業者名 _____
	法人番号 _____
	回線数 _____
	回線数 _____
	回線数 _____
参考事項	

- 注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の回線数を自らの回線数として含めること。
- 3 ワイヤレス固定ブロードバンドサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第 30 の 5 で報告すること。

- 4 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。  
5 用紙の大きさは、日本産業規格 A列 4番とすること。

様式第 30 の 5 (第 9 条第 2 号関係)

[新設]

電気通信役務回線等状況報告

回線数

年 月 末現在

サービスの種類 ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス

事業者名

法人番号

区分		合計
回線数 (専用型)	回線数 (共用型)	
参考事項		

注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の回線数を自らの回線数として含めること。

3 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格 A列 4番とすること。

様式第 31 (第 9 条第 2 号関係)

[新設]

電気通信役務回線等状況報告  
回線数等

年 月 末現在

サービスの種類 携帯電話・PHSアクセスサービス

事業者名  
法人番号

1 自らが最終利用者に提供する回線数

回線数（電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務の回線数を除く。）

参考事項

2 一次MVNOに提供する回線数

事業者名	法人番号	(1) 回線数	(2) (1)のうち、電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務の回線数	(3) (1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数
合計				
参考事項				

注1 この様式において、一次MVNOとは、自らの電気通信設備と接続し、又は自らが提供する卸電気通信役務を利用して仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者をいう。

2 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

3 ローミングサービス（この様式において、他の電気通信事業者が提供する携帯電話・PHSアクセスサービスの利用者に対し、当該他の電気通信事業者との提携により、当該他の電気通信事業者の業務区域以外の区域において当該利用者に対し提供する携帯電話・PHSアクセスサービスをいう。）の回線数を自らの回線数に含めないこと。

4 他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用

して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するキャリアリアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるものであるときは、当該即電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

- 5 ワイヤレス固定ブロードバンドサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第30の5で報告すること。
- 6 「2 一次MVNOに提供する回線数」については、「事業者名」の欄には一次MVNOの名称を、「法人番号」の欄には当該一次MVNOの法人番号を記載すること。
- 7 記載する事業者名の数に同じ、項を適宜追加することとし、複数の事業者がある場合には、回線数の多い順に事業者名を記載すること。
- 8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第31の2（第9条第2号関係）

電気通信役務回線等状況報告	
回線数	_____年 ____月末現在
サービスの種類	ローカル5Gサービス
	事業者名 _____
	法人番号 _____

[新設]

参考事項	

- 注1 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 2 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。
  - 3 他の電気通信事業者に対し、即電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の回線数を自らの回線数として含めること。
  - 4 ワイヤレス固定ブロードバンドサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第30の5で報告すること。
  - 5 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
  - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第31の3（第9条第2号関係）

[新設]

電気通信役務回線等状況報告

回線数

年 月末現在

サービスの種類 全国BWAアクセスサービス

事業者名  
法人番号

回線数

参考事項

注1 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

2 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の回線数を自らの回線数として含めること。

4 他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

5 ワイヤレス固定ブロードバンドサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第30の5で報告すること。

6 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第31の4（第9条第2号関係）

電気通信役務回線等状況報告

回線数

年 月末現在

サービスの種類 地域BWAアクセスサービス

事業者名  
法人番号

回線数

参考事項

注1 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線

〔新設〕

数に含めないことと。

- 2 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の回線数を自らの回線数として含めること。
- 4 ワイヤレス固定ブロードバンドサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第30の5で報告すること。
- 5 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第31の5（第9条第2号関係）

電気通信役務回線等状況報告	
回線数	_____年 ____月末現在
サービスの種類	公衆無線LANアクセスサービス
	事業者名 _____
	法人番号 _____
参考事項	

注1 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

- 2 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の回線数を自らの回線数として含めること。
- 4 自らが提供する他の高速データ伝送電気通信役務の利用に係る契約を条件として当該契約をした者に提供する公衆無線LANアクセスサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 5 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第31の6（第9条第2号関係）

【新設】

【新設】

電気通信役務回線等状況報告

回線数

年 月 末現在

サービスの種類 衛星アクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数

参考事項

注1 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

2 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の回線数を自らの回線数として含めること。

4 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第31の7（第9条第2号関係）

【新設】

電気通信役務回線等状況報告  
回線数等

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 末現在  
サービスの種類 仮想移動電気通信サービス（携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。）

事業者名  
法人番号

MNO	一次MVNO	事業者名	法人番号	(1) 回線数	(2) (1)のうち、電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務（同条第1号及び第2号中に掲げるものを除く。）の回線数	(3) (1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数
合計						
参考事項						

- 注1 この様式において、MNOとは、基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービスを提供する電気通信事業者をいう。
- 2 この様式において、一次MVNOとは、MNOの電気通信回線設備と接続し、又はMNOが提供する電気通信役務を利用して仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者をいう。
- 3 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 4 電気通信役務を利用して提供する仮想移動電気通信サービス（携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。）であつて、無線設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として、提供する場合は、その回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 5 MNOごと及び一次MVNOごとに回線数を記載することとし、記載する事業者名の数を

に及び、項を適宜追加すること。

- 6 自らが一次MVVNOである場合、一次MVVNOの「事業者名」及び「法人番号」の欄には、自らの名称及び法人番号を記載すること。
- 7 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第 32 (第 9 条第 2 号関係)

電気通信役務回線等状況報告	
回線数	年 月 末現在
サービスの種類	事業者名
	法人番号
参考事項	回線数

- 注 1 サービスの種類ごとに別業とすること。
- 2 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 3 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の回線数を自らの回線数を含めること。
- 5 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

備考表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

【新設】

（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則の一部  
改正）

第三条 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則  
（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対  
応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に  
掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

目次

「第一章・第二章 略」  
 「第三章 第一種負担金（第二十三条―第二十九条）  
 附則」

（第一種交付金の額の算定方法等）

第五条 「略」

2 「略」

一 各第一種適格電気通信事業者の補填対象額に当該補填対象額の割合で案分した支援機関の第一種支援業務（法第七十七条第一号に掲げる業務及び同条第三号に規定する業務のうち同条第一号に掲げる業務に附帯する業務をいう。以下同じ。）に係る費用の額を加えたものから、次のイからニまでに掲げる額の合計額を控除した額

「イ」ニ 略

「ニ」 略

「3・4 略」

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

第十七条 接続料規則第十一条（第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。）、第十二条（第五項の規定を除く。）及び第十三条の規定は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条第一項	一般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「第一号算定対象電気通信役務」という。）
第十一条第二項	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
	対象設備等	第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十五条第

目次

「第一章・第二章 同上」  
 「第三章 第一種負担金（第二十三条―第二十九条）  
 第四章 支援機関（第三十条―第三十九条）  
 附則」

（第一種交付金の額の算定方法等）

第五条 「同上」

2 「同上」

一 各第一種適格電気通信事業者の補填対象額に当該補填対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えたものから、次のイからニまでに掲げる額の合計額を控除した額

「イ」ニ 同上

「ニ」 同上

「3・4 同上」

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

第十七条 「同上」

第十一条第一項	一般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。）
第十一条第二項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	対象設備等	算定対象電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十五条第

第十一條第三項	対象設備等	三項の電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（次項及び第五項において「第一号算定対象設備等」という。）
第十一條第五項	対象設備等の第一号指 定設備管理運営費（減 価却費、固定資産除 却損及び租税公課相当 額を除く。）	第一号算定対象設備等の設備管理運営費（減価却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）
第十二條第一項及び 第十三條第一項	一般法定機能に係る接 電気通信業務の提供に 関し他の電気通信事業 者との間で締結する電 気通信設備の接続に関 する協定及び卸電気通 信業務の提供に関する 契約により取得する金 額又は料金	第一号算定対象電気通信業務の電気通信業務に関する料金並びに当該電気通信業務の提供に關し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に關する協定及び卸電気通信業務の提供に關する契約により取得する金額又は料金
（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税） 第二十一條 接続料規則第十一條（第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。）、第十二條（第五項の規定を除く。）及び第十三條の規定は、設備利用部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	一般法定機能	第一号算定対象電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信業務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二條第二項に規定する電気通信業務（卸電気通信業務を含む。以下「第一号算定対象電気通信業務」という。）
第十一條第二項	一般法定機能 一般法定機能 一般法定機能	第一号算定対象電気通信業務 第一号算定対象電気通信業務 第一号算定対象電気通信業務
	略	略

第十一條第三項	対象設備等	三項の電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（次項及び第五項において「算定対象設備等」という。）
第十一條第五項	対象設備等の第一号指 定設備管理運営費（減 価却費、固定資産除 却損及び租税公課相当 額を除く。）	算定対象設備等の設備管理運営費（減価却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）
第十二條第一項及び 第十三條第一項	一般法定機能に係る接 続料 一般法定機能に係る接 電気通信業務の提供に 関し他の電気通信事業 者との間で締結する電 気通信設備の接続に関 する協定及び卸電気通 信業務の提供に関する 契約により取得する金 額又は料金	算定対象電気通信業務の電気通信業務に関する料金並びに当該電気通信業務の提供に關し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に關する協定及び卸電気通信業務の提供に關する契約により取得する金額又は料金
（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税） 第二十一條 「同上」	一般法定機能	第一号算定対象電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信業務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二條第二項に規定する電気通信業務（卸電気通信業務を含む。以下「算定対象電気通信業務」という。）
第十一條第二項	一般法定機能 一般法定機能 一般法定機能	算定対象電気通信業務 算定対象電気通信業務 算定対象電気通信業務
	同上	同上





数の接続電気通信事業者等から承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る別表第十一に掲げる電気通信番号の種別が同一のものである場合は、各接続電気通信事業者等の直近において報告された電気通信番号の数の割合で案分した数（小数点以下一位未満を四捨五入して得た数）とする。）を当該分割又は譲渡しをした接続電気通信事業者等の電気通信番号の数に含めることとする。

〔6・7 略〕

（第一種負担金の額等の認可申請等）

第二十八条 〔略〕

〔一〇六 略〕

七 法第百十二条の規定に基づき区分して整理した前年度の第一種支援業務に係る経理の状況

八 第一種支援業務に係る費用の算定方法及びその算定結果

〔2 略〕

〔削る〕

続電気通信事業者等から承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る別表第十一に掲げる電気通信番号の種別が同一のものである場合は、各接続電気通信事業者等の直近において報告された電気通信番号の数の割合で案分した数（小数点以下一位未満を四捨五入して得た数）とする。）を当該分割又は譲渡しをした接続電気通信事業者等の電気通信番号の数に含めることとする。

〔6・7 同上〕

（第一種負担金の額等の認可申請等）

第二十八条 〔同上〕

〔一〇六 同上〕

七 法第百十二条の規定に基づき区分して整理した前年度の支援業務に係る経理の状況

八 支援業務に係る費用の算定方法及びその算定結果

〔2 同上〕

第四章 支援機関

（指定の申請）

第三十条 法第百六条の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 支援業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 支援業務を開始しようとする日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款の謄本及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五 役員の名簿及び経歴を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 支援業務を行おうとする事務所ごとに支援業務用設備の概要及び整備計画を記載した書類

八 現に行っている業務の概要を記載した書類

九 支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十 その他参考となる事項を記載した書類

（支援機関の名称等の変更の届出）

第三十一条 支援機関は、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 総務大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示する。

(支援業務諮問委員会の委員の任命の認可の申請)  
第三十二条 支援機関は、法第十三条第三項の認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び履歴を記載した申請書に当該任命しようとする者の就任承諾書を添えて総務大臣に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第三十三条 支援機関は、法第十六条第一項において準用する法第七十七条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 役員の名
  - 二 選任又は解任の理由
  - 三 選任の場合にあつては、その者の経歴
- 2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書を添えなければならない。

(支援業務規程の記載事項)

第三十四条 法第十六条第一項において準用する法第七十九条第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 支援業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 支援業務を行う事務所に関する事項
- 三 支援業務の実施の方法に関する事項
- 四 交付金の額及び負担金の額の算定方法に関する事項
- 五 交付金の交付及び負担金の徴収の方法に関する事項
- 六 支援機関の役員を選任及び解任に関する事項
- 七 支援業務諮問委員会の委員の任免に関する事項
- 八 支援業務に関する秘密の保持に関する事項
- 九 支援業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 十 その他支援業務の実施に関し必要な事項

(支援業務規程の認可の申請)

第三十五条 支援機関は、法第十六条第一項において準用する法第七十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る支援業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 支援機関は、法第十六条第一項において準用する法第七十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(事業計画等の認可申請)

第三十六条 法第百十六條第一項において準用する法第八十條第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて総務大臣に提出しなければならない。

2 支援機関は、法第百十六條第一項において準用する法第八十條第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

(帳簿)

第三十七条 法第百十六條第一項において準用する法第八十一條の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の名称

二 交付金の交付申請の年月日

三 交付金の額

四 負担金を納付すべき接続電気通信事業者等の名称

五 前号に掲げる接続電気通信事業者等ごとの負担金の額

六 第四号に掲げる接続電気通信事業者等ごとの負担金の納付の年月日

七 第一号に掲げる適格電気通信事業者ごとの交付金の交付の年月日

2 法第百十六條第一項において準用する法第八十一條の帳簿は、支援業務を行う事務所ごとに備え付け、記載又は記録の日から五年間保存しなければならない。

(支援業務の休廃止の許可の申請)

第三十八条 支援機関は、法第百十六條第一項において準用する法第八十三條第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止しようとする支援業務の範囲

二 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間

三 休止又は廃止の理由

(公示)

第三十九条 法第百十六條第一項において準用する法第八十三條第二項、第八十四條第三項並びに第九十條第一項及び第三項の公示は、官報で告示することによって行う。

別表第 1 (第 6 条関係)

[表同左]

[注 1 ～ 3 同左]

4 [同左]

別表第 1 (第 6 条関係)

[表略]

[注 1 ～ 3 略]

4 接続料規則第 11 条 (第 3 項ただし書及び第 5 項ただし書の規定を除く。)、第 12 条 (第 5 項の規定を除く。 ) 及び第 13 条の規定は、 3 における施行規則第 40 条の 3 又は第 40 条の 5 の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原面を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、

それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条第1項	一般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び 負担金算定等規則第十二条第二項に規定する 電気通信役務(卸電気通信役務を含む。以下「 第一号算定対象電気通信役務」という。)
第11条第2項	一般法定機能 一般法定機能 一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務 第一号算定対象電気通信役務 第一号算定対象電気通信役務
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
第11条第5項	一般法定機能の [略]	第一号算定対象電気通信役務の [略]
第12条第1項及び 第13条第1項	一般法定機能 一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務 第一号算定対象電気通信役務

[ 5・6 略 ]

第11条第1項	一般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び 負担金算定等規則第十二条第二項に規定する 電気通信役務(卸電気通信役務を含む。以下 「算定対象電気通信役務」という。)
第11条第2項	一般法定機能 一般法定機能 一般法定機能	算定対象電気通信役務 算定対象電気通信役務 算定対象電気通信役務
[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]
第11条第5項	一般法定機能の [同左]	算定対象電気通信役務の [同左]
第12条第1項及び 第13条第1項	一般法定機能 一般法定機能	算定対象電気通信役務 算定対象電気通信役務

[ 5・6 同左 ]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和二年総務省令第一百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(負担金の額の算定方法等)</p> <p>第二十八条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 総務大臣は、電話リレーサービス支援機関から要請があった場合において、電気通信事業者から電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。次項において「報告規則」という。）第九条（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく電気通信番号の数の報告を受けるときは、負担金を納付すべき特定電話提供事業者ごとの電気通信番号の数を電話リレーサービス支援機関に通知するものとする。ただし、当該報告がない場合にあつては、直近において報告された電気通信番号の数を通知することができるものとする。</p> <p>5 前項の通知において、法第二十五条第二項の規定による認可を受けた年度開始の日から最終算定月までの間に前項の特定電話提供事業者が分割又は譲渡しにより電気通信事業の一部を報告規則第九条第一号に規定する一部承継事業者等に承継させた場合又は譲り渡した場合にあつては、当該一部承継事業者等が承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号の数（複数の特定電話提供事業者から承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る別表に掲げる電気通信番号の種別が同一のものである場合にあつては、各特定電話提供事業者の直近において報告された電気通信番号の数の割合で案分した数（小数点以下一位未満を四捨五入して得た数））を当該分割又は譲渡しをした特定電話提供事業者の電気通信番号の数に含めるものとする。</p>	<p>(負担金の額の算定方法等)</p> <p>第二十八条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 総務大臣は、電話リレーサービス支援機関から要請があった場合において、電気通信事業者から電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。次項において「報告規則」という。）第九条の規定に基づく電気通信番号の数の報告を受けたときは、負担金を納付すべき特定電話提供事業者ごとの電気通信番号の数を電話リレーサービス支援機関に通知するものとする。ただし、当該報告がない場合にあつては、直近において報告された電気通信番号の数を通知することができるものとする。</p> <p>5 前項の通知において、法第二十五条第二項の規定による認可を受けた年度開始の日から最終算定月までの間に前項の特定電話提供事業者が分割又は譲渡しにより電気通信事業の一部を報告規則第九条に規定する一部承継事業者等に承継させた場合又は譲り渡した場合にあつては、当該一部承継事業者等が承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号の数（複数の特定電話提供事業者から承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る別表に掲げる電気通信番号の種別が同一のものである場合にあつては、各特定電話提供事業者の直近において報告された電気通信番号の数の割合で案分した数（小数点以下一位未満を四捨五入して得た数））を当該分割又は譲渡しをした特定電話提供事業者の電気通信番号の数に含めるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

(電気通信事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に提出し、及び公表したこの省令による改正前の電気通信事業法施行規則(以下「旧施行規則」という。)第四十条の四の五第一項第五号ロ及び第四十条の四の六第一項第二号に掲げる様式第三十八の二の四による書類(特別支援区域整備・役務提供計画書)は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則(以下「新施行規則」という。)様式第三十八の二の四による書類とみなす。

第三条 旧施行規則第四十条の七に規定する種別に対する電気通信事業法第百八条第一項の第一種適格電気通信事業者の指定は、当該第一種適格電気通信事業者が、新施行規則第四十条の七の規定の種別に対する電気通信事業法第百八条第一項の第一種適格電気通信事業者の指定を受けるまでの間は、なおその効力を有する。

(電気通信事業報告規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令による改正後の電気通信事業報告規則(以下「新報告規則」という。)第九条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、令和七年四月末、五月末、及び七月末から十二

月末までの各月末の回線数等（同条に規定する回線数等をいう。）の状況については、適用しない。

2 新報告規則第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定による令和七年六月末及び令和八年一月末から令和九年三月末までの各月末の回線数等の状況に係る報告に当たつての様式第三十一の五の注4の適用については、同注4中「自らが提供する他の高速度データ伝送電気通信役務の利用に係る契約を条件として当該契約をした者に提供する公衆無線LANアクセスサービス」の回線数を自らの回線数に含めないこと。「とあるのは、「自らが提供する他の高速度データ伝送電気通信役務の利用に係る契約を条件として当該契約をした者に提供する公衆無線LANアクセスサービス、自らが提供する他の高速度データ伝送電気通信役務の利用に係る契約を条件として別途の契約により提供する公衆無線LANアクセスサービス（料金を要しないものに限る。）及び他の電気通信事業者が提供する他の高速度データ伝送電気通信役務の利用に係る契約を条件として当該契約をした者に対して別途の契約により自らが提供する公衆無線LANアクセスサービス（料金を要しないものに限る。）に係る回線数を自らの回線数に含めないこと。」とする。